

2021 年度 自己点検・評価報告書

(法科大学院要件事実教育研究所)

2022 年 3 月

1. 研究所の理念や方針の設定、明示および周知の状況について

当研究所ホームページの「研究所概要」「所長からの挨拶」[所長からのあいさつ | 創価大学 要件事実教育研究所 \(soka.ac.jp\)](#)の中で、要件事実の重要性に鑑み、各分野における要件事実の研究を深めていくこと、法科大学院における要件事実教育のより一層の充実に努めゆくことという活動理念を明示し、周知している。

2. 当該年度の活動状況について

1. センターの活動内容、2. センター員の活動内容、3. 開催行事、4. 研究の具体的進展・成果、5. 学生の学習成果・成長の事例、6. 地域・社会連携、産学連携、7. その他

1. 活動内容・開催行事

研究所の活動内容としては、「行政訴訟と要件事実・講演会」（令和3年11月27日）を開催した。昨年度に引き続き、本年度もZOOM使用によるオンライン開催とし、全国から研究者、法律実務家および本学法科大学院院生ら約49名が参加した。行政法・行政訴訟と要件事実に造詣の深い研究者、実務家を講師・コメンテーターとして迎え、参加者からの質疑応答も活発に行われた。講師・講演テーマ・コメンテーターは以下のとおり。

高木 光 京都大学名誉教授

「行政関係訴訟における要件事実論の意義」

村上 裕章 成城大学教授

「情報公開訴訟における要件事実と立証責任」

河村 浩 東京高等裁判所裁判官

「行政法各論から要件事実論（立証責任の分配基準）を考える」

コメンテーター

岩橋 健定 弁護士（第一東京弁護士会）・岩橋総合法律事務所

山田 洋 獨協大学教授

その他、要件事実および要件事実教育に関する書籍の購入、文献収集を行った。

2. 活動成果

上記講演会の議事録、レジュメ、コメント要旨および要件事実・事実認定関連文献目録等を収録した『行政訴訟と要件事実 法科大学院要件事実教育研究所報第20号』を日本評論社より出版した（令和4年3月）。所報は、全国の法科大学院、主要弁護士会、裁判所等の関連各機関および行政法・行政訴訟と要件事実に関心のある研究者・法律実務家等へ配付する。なお日本評論社から市販もされている。

3. 国際化への対応

1. 海外研究者の招聘状況、2. 海外の研究組織との共同研究体制、3. センター員の在外研究の方針と状況、4. その他

2021年度より助教となった2名が今後の留学（時期、留学先等）について、検討中である。

4. 次年度の事業計画

「消費者法と要件事実・講演会」（令和4年11月19日）を開催予定である。講師として、消費者法改正に携わった研究者および実務家（裁判官、弁護士）を予定している。

また、要件事実および要件事実教育に関する書籍の購入、文献収集を行う予定である。

2021年度より助教となった2名が引き続き研究に取り組む予定である。それぞれ民事訴訟と要件事実、行政法と要件事実をテーマに研究を行っている。

5. その他